

# 第 77 回 定時株主総会招集ご通知

**日 時**2022年 6 月27日（月曜日）  
午前10時（受付開始 午前 9 時）**場 所**

日本精機株式会社 本社体育館

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください)

**株主様へのお願い**

株主の皆様の安全を最優先し、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、極力、書面又はインターネット等により事前に議決権行使をいただき、健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

なお、株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

**目 次**

第77回定時株主総会招集ご通知 .....	1
株主総会参考書類 .....	5
議案及び参考事項	
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件	
(添付書類)	
事業報告 .....	16
連結計算書類 .....	47
計算書類 .....	51
監査報告書 .....	54

(証券コード 7287)  
2022年6月6日

株主各位

新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号

**日本精機株式会社**

代表取締役社長 佐藤 浩一  
社長執行役員

## 第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆様の安全を最優先し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、極力、書面又はインターネット等により事前に議決権行使をいただき、健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、3頁から4頁の「議決権行使の方法についてのご案内」に従って、2022年6月24日（金曜日）午後5時まで議決権をご行使賜りたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- |        |                                     |
|--------|-------------------------------------|
| 1. 日 時 | 2022年6月27日（月曜日）午前10時                |
| 2. 場 所 | 新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号<br>日本精機株式会社 本社体育館 |

### 3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第77期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第77期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

**第1号議案** 定款一部変更の件

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

以上

- 
- ◎受付開始時刻は、午前9時を予定しております。
  - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎株主総会にご出席されない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
  - ◎本株主総会招集ご通知に掲載しております株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nippon-seiki.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。
  - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nippon-seiki.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
  - ◎当日は、マスク着用、軽装（クールビズ）にて対応いたしますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。
  - ◎新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大防止のため、当日ご来場の際は、ご自身の体調をお確かめの上、マスクのご着用、手指消毒、検温等にご協力をお願い申し上げます。

## 議決権行使の方法についてのご案内

### ■ 株主総会にご出席される場合

#### 株主総会へ出席



株主総会開催日時 2022年6月27日（月曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。  
開会直前には会場受付が混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

### ■ 株主総会にご出席されない場合

#### 書面による議決権行使

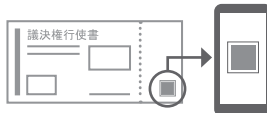


#### 議決権行使期限

2022年6月24日（金曜日）  
午後5時必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

#### 「スマート行使」による行使



#### 議決権行使期限

2022年6月24日（金曜日）  
午後5時まで

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

#### インターネットによる行使

パソコン又はスマートフォン等から、  
議決権行使ウェブサイト  
<https://www.web54.net>

#### 議決権行使期限

2022年6月24日（金曜日）  
午後5時まで

議決権行使ウェブサイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

### ▶ 重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

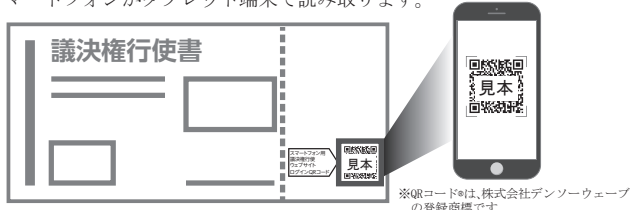
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
（受付時間 午前9時～午後9時）

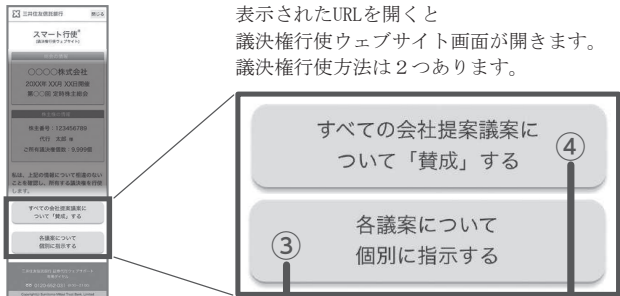
## 「スマート行使」によるご行使

### ①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



### ②議決権行使ウェブサイトを開く



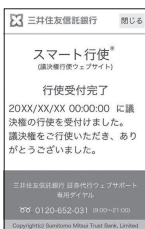
表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

### ③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

### ④すべての会社提案議案について「賛成」する



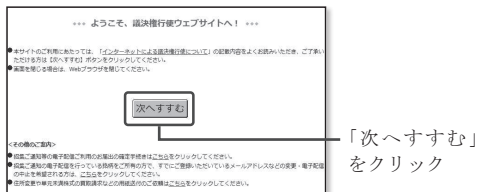
確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了です。

**!** 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

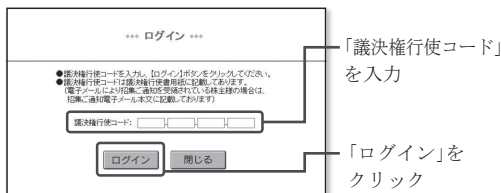
## インターネットによるご行使

### ①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

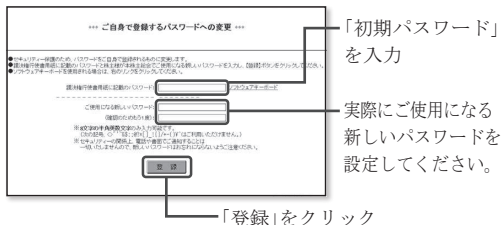
<https://www.web54.net>



### ②同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」を入力し、ログインする



### ③同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」を入力する



以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、 <u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新 設)	<p>附 則</p> <p><u>第1条</u> 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生じるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>


**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件


取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。


取締役候補者は次のとおりであります。


候補者番号	氏名	現在の当社における地位	属性	取締役会出席回数
1	さとう こういち 佐藤 浩一	代表取締役社長 社長執行役員	再任 男性	14回／14回
2	あずま まさとし 東 政利	取締役 常務執行役員	再任 男性	14回／14回
3	おおさき ゆうじ 大崎 裕二	取締役 常務執行役員	再任 男性	14回／14回
4	ながの けいいち 永野 恵一	取締役 上席執行役員	再任 男性	10回／10回
5	むらやま かずひこ 村山 一彦	上席執行役員	新任 男性	—
6	よしはら まさひろ 吉原 正博	執行役員	新任 男性	—



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数	当社との 特別の 利害関係
1	 <p>きとう こういち 佐藤 浩一 (1962年10月26日生)</p>	<p>1985年 4月 当社入社 2006年 4月 エヌ・エス・インターナショナル社取締役副社長 2011年 6月 当社取締役 2013年 6月 当社常務取締役 2016年 6月 当社取締役 常務執行役員 2017年 4月 当社取締役 専務執行役員 2019年 6月 当社代表取締役専務 専務執行役員 2019年10月 当社原価改善PROJECT管掌 2020年 4月 当社計器営業本部、計器設計本部、技術本部管掌 地域担当：欧州 2020年 6月 当社代表取締役社長 社長執行役員(現任)</p>	15,550株	なし
<p>(取締役会出席回数) 出席14回／開催14回</p> <p>(取締役候補者とした理由) 佐藤浩一氏は、技術部門での豊富な業務執行経験と経営に関する見識を有しており、代表取締役社長として当社経営を担い、「ものづくり企業集団」としての事業拡大成長を目指し、当社グループを牽引し、企業価値の向上に尽力してまいりました。 引き続き、取締役会の構成員として、豊富な経験と実績を活かして取締役会の意思決定機能や監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者いたしました。</p>				

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数	当社との 特別の 利害関係
2	 <p data-bbox="258 677 455 742">あづま まさとし 東 政利 (1963年6月11日生)</p>	<p data-bbox="492 223 1075 833"> 1984年 4月 当社入社  2004年 7月 当社技術本部R &amp; Dセンター開発部シニアマネジャー  2007年12月 当社技術本部車載設計統括部HUD技術部シニアマネジャー  2014年 6月 当社執行役員  2014年 6月 当社技術本部車載設計統括部副統括部長兼 HUD技術部長  2017年 4月 当社計器設計本部長  2018年 6月 当社上席執行役員  2020年 4月 当社事業管理本部長 兼 事業統括部長 地域担当：アセアン  2020年 6月 当社取締役 常務執行役員(現任)  2020年 6月 当社事業管理本部長 兼 事業統括部長 EMS・コンポーネント本部管掌 地域担当：アセアン/台湾  2021年 4月 当社事業管理本部長 地域担当：アセアン/台湾(現任) </p> <p data-bbox="492 854 954 994"> (重要な兼職の状況)  タイ-ニッポンセイキ社取締役会長  ベトナム・ニッポンセイキ社社員総会会長  台湾日精儀器股份有限公司董事長 </p>	7,200株	(注)1. ご参照
<p data-bbox="254 1025 722 1049">(取締役会出席回数) 出席14回／開催14回</p> <p data-bbox="254 1064 1350 1195"> (取締役候補者とした理由)  東 政利氏は、開発・技術部門及び事業管理部門での業務執行を通じた豊富な経験と実績に加え、現在は取締役常務執行役員として経営に関する見識を有しております。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といたしました。 </p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数	当社との 特別の 利害関係
3	 <p>おおさき ゆうじ 大崎 裕二 (1962年2月6日生)</p>	<p>1982年 3月 当社入社</p> <p>2012年10月 当社営業本部四輪事業統括部第3営業部副部長(シニアマネジャー)</p> <p>2014年 6月 当社執行役員</p> <p>2016年10月 当社営業本部第1営業統括部長</p> <p>2018年 4月 当社購買本部長</p> <p>2019年 6月 当社上席執行役員</p> <p>2020年 4月 当社購買本部長 地域担当：日本</p> <p>2020年 6月 当社取締役 常務執行役員(現任)</p> <p>2021年 4月 当社購買本部長 車載営業本部、品質保証本部、民生ビジネス本部管掌 地域担当：日本</p> <p>2022年 4月 当社購買本部長 メータビジネス本部、センサ・EMS・部品ビジネス本部、車載営業本部、品質保証本部、民生ビジネス本部管掌 地域担当：日本(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 香港日本精機有限公司董事長 東莞日精電子有限公司董事長</p>	8,600株	(注)2. ご参照
<p>(取締役会出席回数) 出席14回／開催14回</p> <p>(取締役候補者とした理由) 大崎裕二氏は、営業部門及び購買部門での業務執行を通じた豊富な経験と実績に加え、現在は取締役常務執行役員として経営に関する見識を有しております。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者いたしました。</p>				

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数	当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係
4	 <p>ながの けいいち 永 野 恵 一 (1965年7月5日生)</p>	<p>1989年 4月 当社入社</p> <p>2007年12月 当社技術本部開発部シニアマネジャー</p> <p>2014年 3月 ニッポンセイキヨーロッパ社ゼネラルマネジャー</p> <p>2016年11月 ニッポンセイキヨーロッパ社ダイレクター</p> <p>2018年 4月 当社技術本部開発統括部長(シニアマネジャー)</p> <p>2020年 4月 当社執行役員</p> <p>2020年 4月 当社計器設計本部長</p> <p>2020年 6月 当社上席執行役員</p> <p>2020年 6月 当社計器設計本部長 地域担当：欧州</p> <p>2021年 4月 当社車載設計本部長 地域担当：欧州</p> <p>2021年 6月 当社取締役 上席執行役員(現任)</p> <p>2021年 6月 当社車載設計本部長 HUD開発・設計本部、技術本部管掌 地域担当：欧州</p> <p>2022年 4月 当社車載システム設計本部長 HUDビジネス本部、技術本部管掌 地域担当：欧州(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) ダナンニッポンセイキ社取締役会長</p>	8,300株	(注)3. ご参照
<p>(取締役会出席回数) 出席10回／開催10回</p> <p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>永野恵一氏は、開発部門及び技術部門での業務執行及び海外子会社の経営に携わるなどの豊富な経験と実績に加え、現在は取締役上席執行役員として経営に関する見識を有しております。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者いたしました。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数	当社との 特別の 利害関係
5	 <p>むらやま かずひこ 村山一彦 (1961年10月3日生)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</p>	<p>1985年 4月 当社入社</p> <p>2012年 4月 当社営業本部SDセンター準備室副部長 (シニアマネジャー)</p> <p>2012年 5月 日精儀器科技(上海)有限公司営業副総経 理</p> <p>2015年 5月 日精儀器科技(上海)有限公司総経 理</p> <p>2018年 5月 当社計器営業本部第1営業統括部副統括 部長(シニアマネジャー)</p> <p>2019年 4月 当社執行役員</p> <p>2019年 4月 当社計器営業本部海外営業統括部長</p> <p>2020年 4月 当社計器営業本部副本部長</p> <p>2021年 4月 当社車載営業本部長 地域担当：北中米 /南米(現任)</p> <p>2021年 6月 当社上席執行役員(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) ニッポンセイキ・デ・メヒコ社取締役会議長</p>	8,653株	(注)4. ご参照
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>村山一彦氏は、営業部門及び海外子会社の経営責任者としての業務執行を通じた豊富な経験と実績に加え、現在は上席執行役員として経営に関する見識を有しております。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能を強化することが期待されるため、新たに取締役候補者といたしました。</p>				

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数	当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係
6	 <p>よしはら まさひろ 吉 原 正 博 (1964年3月11日生)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新 任</div>	<p>1985年 9月 当社入社 2011年10月 当社製造本部生産技術統括部設備技術部 シニアマネジャー 2016年 7月 上海日精儀器有限公司生産副総経理 2016年10月 上海日精儀器有限公司総経理 2021年 4月 当社執行役員(現任) 2021年 5月 当社生産技術本部長 2022年 4月 当社生産技術本部長 地域担当：中国 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 上海日精儀器有限公司董事長 日精儀器武漢有限公司董事長 日精儀器科技(上海)有限公司董事長 香港易初日精有限公司董事長</p>	532株	(注)5. ご参照
<p>(取締役候補者とした理由) 吉原正博氏は、製造・生産技術部門及び海外子会社の経営責任者としての業務執行を通じた豊富な経験と実績に加え、現在は執行役員として経営に関する見識を有しております。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能を強化することが期待されるため、新たに取締役候補者いたしました。</p>				

- (注) 1. 取締役候補者東 政利氏は、下記の特別の利害関係があります。
- a. タイニッポンセイキ社の取締役会長を兼務しており、当社は同社と製品・部品の販売及び仕入れ等の取引関係があります。
  - b. ベトナム・ニッポンセイキ社の社員総会会長を兼務しており、当社は同社と製品の販売等の取引関係があります。
  - c. 台湾日精儀器股份有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社と製品・部品の販売及び仕入れ等の取引関係があります。また、当社は同社に融資をしております。
2. 取締役候補者大崎裕二氏は、下記の特別の利害関係があります。
- a. 香港日本精機有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社と製品・部品の販売及び仕入れ等の取引関係があります。また、当社は同社に融資をしております。
  - b. 東莞日精電子有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社と製品の販売等の取引関係があります。また、当社は同社に融資をしております。
3. 取締役候補者永野恵一氏は、ダナンニッポンセイキ社の取締役会長を兼務しており、当社は同社と設計委託等の取引関係があります。
4. 取締役候補者村山一彦氏は、ニッポンセイキ・デ・メヒコ社の取締役会議長を兼務しており、当社は同社と製品・部品の販売及び仕入れ等の取引関係があります。また、当社は同社に融資をしております。
5. 取締役候補者吉原正博氏は、下記の特別の利害関係があります。
- a. 上海日精儀器有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社と製品・部品の販売及び仕入れ等の取引関係があります。
  - b. 日精儀器武漢有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社と製品の販売等の取引関係があります。また、当社は同社に融資をしております。
  - c. 日精儀器科技(上海)有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社と製品の販売等の取引関係があります。
  - d. 香港易初日精有限公司の董事長を兼務しております。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により補償することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 監査等委員会から、以下のとおり取締役(監査等委員である取締役を除く。)の選任に係る意見表明を受けております。  
監査等委員会は、「監査等委員会監査等基準」に基づき、本議案に関し、取締役候補者選定の考え方並びに各候補者の経歴・実績・付与が予定される役割等につき、社外取締役である監査等委員3名も構成メンバーである指名委員会より、その審議結果の説明を受け、意見交換を行った上で、候補者の選定・指名が、当社の「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」に定める方針に従って行われているかを検討いたしました。その結果、選定・指名の手続は適切であり、各候補者は当社の取締役として適任であると判断いたしました。

ご参考：選任後の取締役会構成及びスキルマトリックス

			企業経営	製造・生産技術	研究、開発、設計	マーケティング、営業	会計、財務、税務	企業統治	ESG、サステナビリティ	グローバル経験	人事、人材開発	IT、DX
佐藤浩一	社内		◎		◎	○				◎		
東政利	社内		○		◎		○	○			○	○
大崎裕二	社内		○			○				○		
永野恵一	社内		○		◎					◎		
村山一彦	社内		◎			◎				◎		
吉原正博	社内		◎	◎						◎		
大滝春彦	社内	監査等委員	○					◎				
永井達哉	社内	監査等委員						◎		○		
斉木悦男	社外	監査等委員						◎				
富山栄子	社外	監査等委員				◎			◎			
島宗隆一	社外	監査等委員					◎	○				
鈴木北吉	社外	監査等委員	◎	○	◎							○

※豊富な知見、専門性を有していると認められるスキル項目については◎をつけております。

以上



(添付書類)

# 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経済環境は、コロナ禍からの正常化が進み、景気持ち直しの動きが見られたものの、物流・供給の混乱、労働力不足などによる物価上昇など、景気の回復ペースに停滞の懸念が強まりました。2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻がエネルギー価格の上昇に拍車をかけ、経済の停滞懸念がさらに強まっております。当社グループにおいては、物流費や部品材料等の調達費用の高騰、新型コロナウイルス感染再拡大による自動車メーカーの生産計画見直しなど様々な影響を受け、先行き不透明な厳しい状況が続いております。

このような状況において、当社グループは、将来に向け車載用計器などの設計・製造技術を中心に、幅広く高度な専門技術を蓄積・進化させ成長を図るとともに、持続的な利益創出を実現すべく、原価低減活動に一層の重きを置き、より無駄のない筋肉質な企業体質の構築を推進してまいりました。

車載部品事業においては、車両並びに車載部品の機能の高度化、競合サプライヤーの増加及びヘッドアップディスプレイ（HUD）の市場拡大等の変化に対し、次世代コックピットを見据えた技術開発、HUD事業の拡大、ものづくり競争力の強化及び設計開発体制の強化を行ってまいりました。

次世代コックピットにおいて重要な役割を担うHUDにつきましては、2021年7月には当社グループ初となる中国国内で、2022年4月にはポーランドでHUDの生産を開始するなど、HUD生産拠点を拡充し、世界5ヵ国6工場（日本2拠点/欧州2拠点/米国1拠点/中国1拠点）から製品供給できる体制を整備してまいりました。

また、製品仕様の高機能化・複雑化に伴い、グローバルでの設計リソースの相互補完や、ソフトウェアのプラットフォーム化など、設計開発の効率化に取り組むことで、開発リソースの強化と設計開発費の低減の両立を図ってまいりました。

このように、当社グループは、取り巻く環境の変化に柔軟に対応しつつ、将来を見据えた体制構築を行い、一層の競争力強化を図るとともに、新たな価値創出に取り組んでまいりました。

各事業別セグメントの売上収益の状況は次のとおりであります。

車載部品事業は、二輪車用計器、汎用計器等が増加し、売上収益1,708億1千万円（前期比3.6%増）となりました。

民生部品事業は、空調・住設機器コントローラー等が増加し、売上収益124億4千万円（前期比5.6%増）となりました。

樹脂コンパウンド事業は、樹脂材料の販売が減少し、売上収益86億2千万円（前期比2.6%減）となりました。

ディスプレイ事業は、LCD製品が減少し、売上収益16億1千万円（前期比4.8%減）となりました。

自動車販売事業は、新車販売等が増加し、売上収益224億2千万円（前期比6.8%増）となりました。

その他事業は、情報システムサービス等が減少し、売上収益76億8千万円（前期比12.5%減）となりました。

以上の結果、当期の連結決算の売上収益は、2,236億2千万円（前期比3.1%増）となりました。利益につきましては、営業損失42億7千万円（前期は39億円の営業利益）、親会社の所有者に帰属する当期損失51億8千万円（前期は5億1千万円の親会社の所有者に帰属する当期利益）となりました。

事業別	売上収益
車載部品事業	1,708億1千万円
民生部品事業	124億4千万円
樹脂コンパウンド事業	86億2千万円
ディスプレイ事業	16億1千万円
自動車販売事業	224億2千万円
その他事業	76億8千万円

また、当社部門別の売上高の状況は次のとおりであります。

車載部品部門は、四輪車用計器を中心に、国内顧客向け及び海外現地法人向け製品、部品輸出等が増加し、売上高989億8千万円（前期比11.1%増）となりました。

民生部品部門は、売上高105億3千万円（前期比17.6%増）となりました。

ディスプレイ部門は、売上高15億8千万円（前期比4.1%減）となりました。

その他部門は、売上高1億5千万円（前期比104.7%増）となりました。

以上の結果、当期の単独決算の売上高は、1,112億4千万円（前期比11.5%増）となりました。利益につきましては、経常損失19億8千万円（前期は8億円の経常損失）、当期純損失43億3千万円（前期は54億8千万円の当期純損失）となりました。

部門別	売上高
車載部品部門	989億8千万円
民生部品部門	105億3千万円
ディスプレイ部門	15億8千万円
その他部門	1億5千万円

当連結会計年度より、当社グループの今後の事業展開を勘案し、目標管理や業績評価の管理区分を変更したことに伴い、従来の「自動車及び汎用計器事業」を「車載部品事業」に名称変更し、「コンポーネント事業」に含まれていた高密度実装基板EMSを「車載部品事業」に含めております。また、「コンポーネント事業」を「民生部品事業」に、「樹脂材料事業」を「樹脂コンパウンド事業」に名称変更し、「コンポーネント事業」に含まれていた「ディスプレイ事業」について記載する方法に変更しております。

また、システム変更に伴い管理区分を変更し、従来「その他」に含まれていた金型・設備売上を「車載部品事業」、「民生部品事業」に含めております。

当期の期末配当金につきましては、株主の皆様に対する安定配当の継続を基本に、2022年5月20日開催の取締役会決議により、1株につき普通配当20円（中間配当金20円を含め、年間配当金40円）とさせていただきます。

## (2) 設備投資の状況

当期において当社グループは、生産能力拡大及び設備更新等、総額82億1千万円の設備投資を行いました。

## (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はございません。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はございません。

## (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

## (6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はございません。

## (7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

## (8) 対処すべき課題

CASE（コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化）と呼ばれる次世代自動車開発の加速と、世界的に進む環境規制の強化に伴い、電装部品の統合制御化など、製品・技術開発の複雑化、高度化が進んでおります。

また、新型コロナウイルスの脅威が依然として予断を許さぬ状況であり、半導体部品の供給ひっ迫、物流費や部品材料等の調達費用の高騰、ウクライナ情勢がもたらす物価の上昇等、当社を取り巻く経営環境はますます厳しくなっていくものと予想されます。

このような変化が速く激しい世界経済にあつて、当社グループは、アルプスアルパイン株式会社と共同で取り組む統合コックピットの開発など車載分野の次世代技術獲得をはじめとした、新たな価値の創造に取り組むだけでなく、地産地消の加速、生産レイアウトの最適化などサプライチェーンの改革を進めるとともに、業務プロセス改革、製品仕様の見直しによる原価低減を進め、環境変化に強い筋肉質な企業体質を目指します。また、グローバルで「カーボンニュートラル」の動きが加速する中、2022年4月より脱炭素に向けた推進体制を強化し、2050年に当社グループ全体でCO<sub>2</sub>排出量実質ゼロを実現するための取り組みにも着手いたしました。企業活動を通じて、SDGsの理念を尊重し実践することにより、持続可能な地球環境・社会の実現に貢献してまいります。

当社グループは、様々なお客様の要求に応じたソリューションを提供できるよう、技術（製品開発技術・ものづくり技術・データ活用技術）にさらに磨きをかけ、すべてのステークホルダーの皆様に安心・安全、感動を提供するトータルソリューションカンパニーを目指してまいります。

今後とも株主の皆様のご理解とより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (9) 財産及び損益の状況

### ①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第74期 (2018年4月から 2019年3月まで)	第75期 (2019年4月から 2020年3月まで)	第76期 (2020年4月から 2021年3月まで)	第77期(当連結会計年度) (2021年4月から 2022年3月まで)
売 上 収 益	263,239百万円	246,340百万円	216,926百万円	223,621百万円
営 業 利 益 又 は 損 失 (△)	14,215百万円	7,669百万円	3,900百万円	△4,276百万円
親会社の所有者に帰属する当期利益又は損失(△)	11,569百万円	△350百万円	517百万円	△5,180百万円
基本的1株当たり当期利益又は損失(△)	202.03円	△6.13円	8.97円	△85.88円
資 産 合 計	307,665百万円	296,987百万円	315,188百万円	329,553百万円
資 本 合 計	186,447百万円	174,828百万円	186,530百万円	194,874百万円
1株当たり親会社所有者帰属持分	3,142.61円	2,943.20円	2,971.91円	3,087.64円

(注) 1. 基本的1株当たり当期利益又は損失(△)は、期中平均株式数により算出しております。

2. 第77期 期中平均株式数 60,318,784株  
 第76期 期中平均株式数 57,692,272株  
 第75期 期中平均株式数 57,280,622株  
 第74期 期中平均株式数 57,265,742株

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第74期 (2018年4月から 2019年3月まで)	第75期 (2019年4月から 2020年3月まで)	第76期 (2020年4月から 2021年3月まで)	第77期(当事業年度) (2021年4月から 2022年3月まで)
売 上 高	121,937百万円	115,086百万円	99,732百万円	111,248百万円
経常利益又は損失(△)	6,014百万円	1,004百万円	△808百万円	△1,983百万円
当期純利益又は損失(△)	2,101百万円	1,356百万円	△5,489百万円	△4,335百万円
1株当たり当期純利益又は損失(△)	36.69円	23.68円	△95.15円	△71.88円
総 資 産	203,580百万円	199,230百万円	203,084百万円	205,417百万円
純 資 産	91,284百万円	88,027百万円	87,088百万円	80,341百万円
1株当たり純資産	1,591.95円	1,534.74円	1,442.54円	1,330.49円

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は損失(△)は、期中平均株式数により算出しております。

2. 第77期 期中平均株式数 60,318,784株
- 第76期 期中平均株式数 57,692,272株
- 第75期 期中平均株式数 57,280,622株
- 第74期 期中平均株式数 57,265,742株

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

## ①親会社との関係

該当事項はございません。

## ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
エヌエスアドバンテック 株式会社	161百万円	100.0%	二輪・四輪車用計器類及び電装部品製造、家電機器用リモコン製造、樹脂成型、合成樹脂材料着色・販売
N S ウ エ ス ト 株式会社	350百万円	100.0%	四輪車用計器類製造販売
株式会社 NS・コンピュータサービス	323百万円	100.0%	ソフトウェア開発・販売、OA機器販売、受託計算
日 精 サ ー ビ ス 株式会社	100百万円	100.0%	貨物運送、フードサービス、保険、広告・宣伝
株式会社 ホンダ 四輪販売長岡	130百万円	100.0%	自動車販売
新潟 マツダ自動車 株式会社	100百万円	100.0%	自動車販売
株式会社 マツダモビリティ新潟	10百万円	100.0%	レンタカー事業 カーシェアリング事業
株式会社 カーステーション新潟	10百万円	100.0%	自動車販売
ユーケーエヌ・エス・アイ社	12,761千STG£	100.0%	二輪・四輪車用計器類製造
ニッポンセイキヨーロッパ社	350千€	100.0%	二輪・四輪車用計器類販売
ニッポンセイキポーランド社	14,000千PLN	100.0%	四輪車用計器類製造
ニューサバイナインダストリーズ社	12,700千US\$	100.0%	四輪車用計器類製造販売
エヌ・エス・インターナショナル社	480千US\$	100.0%	四輪車用計器類営業・設計開発
ニッポンセイキ・デ・メヒコ社	259,175千MXN	100.0%	四輪車用計器類製造販売
ニッポンセイキ・ド・ブラジル社	60,032千BRL	100.0%	二輪車用計器類製造販売
エヌエスサンパウロ・コンポーネント・オートモーティブ社	17,200千BRL	100.0%	四輪車用計器類製造販売
タイ - ニッポンセイキ社	406,500千BAHT	100.0%	二輪・四輪車用計器類製造販売、OA機器用コントロールパネル・空調機器用リモコン製造販売

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
タイマットエヌエス社	100,000千BAHT	83.5%	合成樹脂材料 着色・販売
インドネシアニッポンセイキ社	4,500千US\$	70.0%	二輪・四輪車 計器類製造販売
ベトナム・ニッポンセイキ社	7,000千US\$	70.0%	二輪車用計器 製造販売
ダナンニッポンセイキ社	1,000千US\$	100.0%	ソフトウェア 開発
エヌエスインスツルメンツインディア社	1,380,000千Rs	100.0%	二輪・四輪車 計器類製造販売
香港日本精機有限公司	24,977千HK\$	100.0%	OA機器用コントロール パネル・空調機器 リモコン販売
東莞日精電子有限公司	3,330千US\$	100.0%	OA機器用コントロール パネル・空調機器 リモコン製造
上海日精儀器有限公司	10,000千US\$	80.0%	二輪・四輪車 計器類製造販売
日精儀器武漢有限公司	131,900千元	75.0%	四輪車 計器類製造
日精儀器科技(上海)有限公司	1,500千US\$	91.0%	二輪・四輪車 計器類販売
台湾日精儀器股份有限公司	95,000千NT\$	100.0%	二輪・四輪車 計器類販売
日精工程塑料(南通)有限公司	8,000千US\$	100.0%	合成樹脂材料 着色・販売

(注) 1. 出資比率には間接所有を含めております。

2. 2022年5月13日開催の当社取締役会において、エヌエスサンパウロ・コンポーネント・オートモティブ社について、同年6月に解散することを決議いたしました。

### ③企業結合の経過

該当事項はございません。

### ④企業結合の成果

当社の連結子会社は32社であります。

当連結会計年度の売上収益は、2,236億2千万円と前連結会計年度に比し、66億9千万円(3.1%)の増収となりました。また親会社の所有者に帰属する当期損失は、51億8千万円と前連結会計年度に比し、56億9千万円の減益となりました。



## (11) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは次の製品の製造、販売等を行っております。

事業	主要製品
車載部品事業	四輪車用計器、ヘッドアップディスプレイ、二輪車用計器、汎用計器、各種センサー、高密度実装基板EMS
民生部品事業	OA・情報機器操作パネル、空調・住設機器コントローラー、FA・アミューズメントユニットASSY、アフターマーケットパーツ
樹脂コンパウンド事業	樹脂材料の加工・販売
ディスプレイ事業	液晶表示素子・モジュール
自動車販売事業	新車・中古車の販売、車検・整備等のサービス
その他事業	貨物運送、ソフトウェアの開発販売、受託計算、その他

## (12) 主要な支店、営業所、工場及び研究所 (2022年3月31日現在)

## ①当社の主要な支店、営業所、工場及び研究所

名 称	所 在 地
本 社	新 潟 県 長 岡 市
香 港 支 店	中 国 香 港
宇 都 宮 営 業 所	栃 木 県 宇 都 宮 市
東 京 営 業 所	東 京 都 北 区
浜 松 営 業 所	静 岡 県 浜 松 市
名 古 屋 営 業 所	愛 知 県 安 城 市
鈴 鹿 営 業 所	三 重 県 鈴 鹿 市
大 阪 営 業 所	大 阪 市 淀 川 区
熊 本 営 業 所	熊 本 県 菊 池 市
本 社 工 場	新 潟 県 長 岡 市
高 見 事 業 所	新 潟 県 長 岡 市
N S テ ク ニ カ ル セ ン タ ー	新 潟 県 長 岡 市
東 京 テ ク ニ カ ル セ ン タ ー	東 京 都 北 区
宇 都 宮 テ ク ニ カ ル セ ン タ ー	栃 木 県 宇 都 宮 市
ソ フ ト ウ ェ ア 岩 手 設 計 分 室	岩 手 県 滝 沢 市
R & D セ ン タ ー	新 潟 県 長 岡 市
東 京 R & D セ ン タ ー	東 京 都 北 区

(注) 水島営業所は、2022年2月付をもって、閉所いたしました。

## ②子会社の事業所

名 称	主 要 拠 点
エヌエスアドバンテック株式会社	新 潟 県 長 岡 市
N S ウ ェ ス ト 株 式 会 社	広 島 県 庄 原 市
株式会社 N S ・ コンピュータサービス	新 潟 県 長 岡 市
日 精 サ ー ビ ス 株 式 会 社	新 潟 県 長 岡 市
株式会社 ホンダ四輪販売長岡	新 潟 県 長 岡 市
新 潟 マ ツ ダ 自 動 車 株 式 会 社	新 潟 県 新 潟 市
株式会社 マツダモビリティ新潟	新 潟 県 新 潟 市
株式会社 カーステーション新潟	新 潟 県 長 岡 市

名 称	主 要	拠 点
ユーケーエヌ・エス・アイ社	英 国	ウースターシャー州
ニッポンセイキヨーロッパ社	オ ラ ン ダ	北ホラント州
ニッポンセイキポーランド社	ポ ー ラ ン ド	ウ ッ チ 県
ニューサバイナインダストリーズ社	米 国	オハイオ州
エヌ・エス・インターナショナル社	米 国	ミシガン州
ニッポンセイキ・デ・メヒコ社	メ キ シ コ	ヌエボレオン州
ニッポンセイキ・ド・ブラジル社	ブ ラ ジ ル	アマゾナス州
エヌエスサンパウロ・コンポーネント・オートモーティブ社	ブ ラ ジ ル	サンパウロ州
タイ - ニッポンセイキ社	タ イ 王 国	チョンブリ県
タイ マ ッ ト エヌエス社	タ イ 王 国	チョンブリ県
インドネシア ニッポンセイキ社	イ ン ド ネ シ ア	バンテン州
ベトナム・ニッポンセイキ社	ベ ト ナ ム	ハノイ市
ダナンニッポンセイキ社	ベ ト ナ ム	ダナン市
エヌエス インストルメンツ インディア社	イ ン ド	アーンドラ・プラデーシュ州
香 港 日 本 精 機 有 限 公 司	中 国	香 港
東 莞 日 精 電 子 有 限 公 司	中 国	広 東 省
上 海 日 精 儀 器 有 限 公 司	中 国	上 海 市
日 精 儀 器 武 漢 有 限 公 司	中 国	湖 北 省
日精儀器科技(上海)有限公司	中 国	上 海 市
台 湾 日 精 儀 器 股 份 有 限 公 司	台 湾	台 北 市
日精工程塑料(南通)有限公司	中 国	江 蘇 省

(13) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

①当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
13,386名	255名減

②当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
男性	1,361名	100名減	42才10カ月	18年2カ月
女性	389名	45名減	44才1カ月	20年1カ月
合計または平均	1,750名	145名減	43才1カ月	18年7カ月

(注) 従業員数には、出向者・期間従業員・パート及び嘱託等の計241名は含まれておりません。

(14) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社 三菱UFJ銀行	17,935百万円
株式会社 第四北越銀行	14,400百万円
株式会社 りそな銀行	7,125百万円
三井住友信託銀行株式会社	6,200百万円
農林中央金庫	5,475百万円

(15) その他の記載事項

該当事項はございません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 220,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 60,907,599株（自己株式584,051株を含む）
- (3) 株主数 4,028名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
本田技研工業株式会社	3,753千株	6.22%
J P MORGAN CHASE BANK 385632	3,409千株	5.65%
アルプスアルパイン株式会社	3,000千株	4.97%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	2,575千株	4.26%
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	1,934千株	3.20%
株式会社三菱UFJ銀行	1,779千株	2.95%
株式会社第四北越銀行	1,568千株	2.60%
日本精機株式会社 従業員持株会	1,494千株	2.47%
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 381572	1,266千株	2.09%
ヤマハ発動機株式会社	1,217千株	2.01%

（注）持株比率は自己株式（584,051株）を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
該当事項はございません。
- (6) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はございません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項（2022年3月31日現在）

#### (1) 当社取締役が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	割当日	新株予約権の数	保有人数 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の目的である株式の種類及び数	行使価額	行使期間
日本精機株式会社 第1回新株予約権	2011年 7月19日	46個	2名	当社普通株式 4,600株	1株当たり 1円	2011年7月20日 ～2041年7月19日
日本精機株式会社 第2回新株予約権	2012年 7月19日	60個	2名	当社普通株式 6,000株	1株当たり 1円	2012年7月20日 ～2042年7月19日
日本精機株式会社 第3回新株予約権	2013年 7月18日	28個	2名	当社普通株式 2,800株	1株当たり 1円	2013年7月19日 ～2043年7月18日
日本精機株式会社 第4回新株予約権	2014年 7月17日	21個	2名	当社普通株式 2,100株	1株当たり 1円	2014年7月18日 ～2044年7月17日
日本精機株式会社 第5回新株予約権	2015年 7月17日	17個	4名	当社普通株式 1,700株	1株当たり 1円	2015年7月18日 ～2045年7月17日
日本精機株式会社 第6回新株予約権	2016年 7月20日	30個	4名	当社普通株式 3,000株	1株当たり 1円	2016年7月21日 ～2046年7月20日
日本精機株式会社 第7回新株予約権	2017年 7月20日	29個	3名	当社普通株式 2,900株	1株当たり 1円	2017年7月21日 ～2047年7月20日
日本精機株式会社 第8回新株予約権	2018年 7月20日	30個	4名	当社普通株式 3,000株	1株当たり 1円	2018年7月21日 ～2048年7月20日
日本精機株式会社 第9回新株予約権	2019年 7月19日	42個	5名	当社普通株式 4,200株	1株当たり 1円	2019年7月20日 ～2049年7月19日
日本精機株式会社 第10回新株予約権	2020年 7月17日	88個	6名	当社普通株式 8,800株	1株当たり 1円	2020年7月18日 ～2050年7月17日
日本精機株式会社 第11回新株予約権	2021年 7月16日	93個	6名	当社普通株式 9,300株	1株当たり 1円	2021年7月17日 ～2051年7月16日

(注) 新株予約権の主な行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。但し、新株予約権者が当社の取締役又は執行役員の地位にある場合においても、下記の年月日以降においては各回の新株予約権を行使することができる。

第1回	2040年7月20日以降	第7回	2046年7月21日以降
第2回	2041年7月20日以降	第8回	2047年7月21日以降
第3回	2042年7月19日以降	第9回	2048年7月20日以降
第4回	2043年7月18日以降	第10回	2049年7月18日以降
第5回	2044年7月18日以降	第11回	2050年7月17日以降
第6回	2045年7月21日以降		

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

名称	割当日	新株予約権の数	交付人数 執行役員	新株予約権の 目的である 株式の種類 及び数	行使価額	行使期間
日本精機株式会社 第11回新株予約権	2021年 7月16日	35個	4名	当社普通株式 3,500株	1株当たり 1円	2021年7月17日 ～2051年7月16日

(注) 新株予約権の主な行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。但し、新株予約権者が当社の取締役又は執行役員の地位にある場合においても、2050年7月17日以降においては各回の新株予約権を行使することができる。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はございません。

#### 4. 会社役員に関する事項（2022年3月31日現在）

##### (1) 取締役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	佐藤 浩一	
取締役 常務執行役員	平田 祐二	製造本部、生産技術本部管掌 地域担当：中国 エヌエスアドバンテック株式会社代表取締役社長 香港日本精機有限公司董事長 東莞日精電子有限公司董事長 上海日精儀器有限公司董事長 日精儀器武漢有限公司董事長 日精儀器科技(上海)有限公司董事長 香港易初日精有限公司董事長
取締役 常務執行役員	東 政利	事業管理本部長 地域担当：アセアン/台湾 タイ-ニッポンセイキ社取締役会長 ベトナム・ニッポンセイキ社社員総会会長 台湾日精儀器股份有限公司董事長
取締役 常務執行役員	大崎 裕二	購買本部長 車載営業本部、品質保証本部、民生ビジネス本部管掌 地域担当：日本
取締役相談役	永井 正二	
※取締役 上席執行役員	永野 恵一	車載設計本部長 HUD開発・設計本部、技術本部管掌 地域担当：欧州 ダナンニッポンセイキ社取締役会長
取締役（常勤監査等委員）	大滝 春彦	
取締役（常勤監査等委員）	永井 達哉	
取締役（監査等委員）	斉木 悦男	弁護士
取締役（監査等委員）	富山 栄子	学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学事業創造研究科教授 学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学地域・国際担当副学長
取締役（監査等委員）	島宗 隆一	税理士 田辺工業株式会社社外監査役
取締役（監査等委員）	鈴木 北吉	

- (注) 1. 取締役 斉木悦男、富山栄子、島宗隆一、鈴木北吉の各氏は、社外取締役であります。  
2. 当社は、取締役 斉木悦男、富山栄子、島宗隆一、鈴木北吉の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。



3. 監査等委員である取締役 島宗隆一氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集や重要な社内会議への出席による情報共有及び内部監査部門との十分な連携を可能とするよう、大滝春彦、永井達哉の両氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. ※印は、2021年6月24日開催の第76回定時株主総会で新たに選任され就任した取締役であります。
6. 当期中に任期満了により退任した取締役は次のとおりであります。  
大川 信（2021年6月24日退任）
7. 2022年4月1日付で、下記の異動がありました。  
取締役 常務執行役員 平田 祐二 製造本部、生産技術本部管掌  
取締役 常務執行役員 大崎 裕二 購買本部長 メータビジネス本部、  
センサ・EMS・部品ビジネス本部、  
車載営業本部、品質保証本部、民生ビジネス本部  
管掌 地域担当：日本  
取締役 上席執行役員 永野 恵一 車載システム設計本部長 HUDビジネス本部、  
技術本部管掌 地域担当：欧州
8. 2022年4月、取締役 常務執行役員 平田祐二は、香港日本精機有限公司董事長、東莞日精電子有限公司董事長、上海日精儀器有限公司董事長、日精儀器武漢有限公司董事長、日精儀器科技(上海)有限公司董事長を退任いたしました。
9. 2022年5月、取締役 常務執行役員 平田祐二は、香港易初日精有限公司董事長を退任いたしました。
10. 2022年4月、取締役 常務執行役員 大崎裕二は、香港日本精機有限公司董事長、東莞日精電子有限公司董事長に就任いたしました。
11. 当社は、社外取締役全員と、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
12. 2022年4月1日現在の業務執行体制（経営会議構成員）は次のとおりであります。  
社長執行役員 佐藤 浩一 上席執行役員 永野 恵一  
専務執行役員 市橋 利晃 上席執行役員 中村 孝範  
常務執行役員 平田 祐二 上席執行役員 山内 忠昭  
常務執行役員 東 政利 上席執行役員 村山 一彦  
常務執行役員 大崎 裕二 上席執行役員 富永 修

## (2) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

### <方針の概要>

当社における、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本概要において同じ。）の報酬等の額又は算定方法に関する方針の概要は、以下のとおりです。

- ①取締役への年間報酬額は、当社の経営状況、その役位や世間水準等を考慮して、役位毎の報酬レンジ幅を目安に個別に決定する。
- ②取締役への報酬は、固定報酬（概ね75%）と変動報酬（概ね25%：業績連動賞与20%・株式報酬型ストックオプション5%）で構成する。
- ③取締役への変動報酬のうち、業績連動賞与は、原則として前事業年度及び当事業年度実績の連結売上収益と親会社の所有者に帰属する当期利益等を勘案して決定する。
- ④各取締役の個別報酬額の決定については、報酬委員会の答申を経て、取締役会が決定する。

### <方針の決定方法>

当社では、取締役会の諮問機関として、代表取締役を含む取締役5名（うち、独立役員である社外取締役3名）で構成される報酬委員会を任意に設置し、当該委員会の答申内容に基づいて、取締役会決議により本方針を決定することとしております。

### <個人別の報酬等の内容が本方針に沿うものと判断した理由>

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容決定にあたっては、報酬委員会が、原案について本方針との整合性も含めた多角的な検討を行っております。取締役会は、報酬委員会の答申を踏まえ、個人別の報酬等の内容が、本方針に沿うものと判断しております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	変動報酬		
			業績連動報酬	株式報酬	
基本報酬	業績連動賞与	株式報酬型 ストック オプション			
取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く。)	161	115	36	9	7
監査等委員 (社外取締役を除く。)	39	39	-	-	2
社外取締役	31	31	-	-	4

- (注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2019年6月26日開催の第74回定時株主総会決議において年額3億8千万円以内(うち社外取締役分は年額5千万円以内。ただし使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない。)と決議いただいております。なお、当該限度額の範囲内で、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することができる旨を決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、6名です。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年6月26日開催の第74回定時株主総会決議において年額1億5百万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時における監査等委員である取締役の員数は、6名です。
3. 上記の人員数には、2021年6月24日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
4. 当社は、2011年6月28日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。  
これに基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し22百万円の役員退職慰労金を支給しております。
5. 監査等委員会から、以下のとおり、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等についての意見表明を受けております。  
監査等委員会は、社外取締役である監査等委員3名も構成メンバーである報酬委員会より、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等につき、固定報酬及び変動報酬を含む「現金報酬」並びに「株式報酬型ストックオプション」から成る、インセンティブを設定した役員報酬制度の基本方針及び各々の算出方法についての説明を受けました。その上で、監査等委員会として、報酬等の算出の公正性及び当社業績との連動性などを検討の結果、役割と職責に相応しい報酬水準が決定されており、固定報酬及び変動報酬が適切な割合で設定されていること等から、当事業年度における当該取締役の報酬等の内容及び決定手続き等は妥当であると判断いたしました。

#### (4) 業績連動報酬等及び非金銭報酬等の内容

##### ①業績連動報酬等の内容

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業績向上に対する適切なインセンティブとするため、業績連動報酬等を支給しております。業績連動報酬等の算定の基礎としては、前事業年度及び当事業年度実績の連結売上収益と親会社の所有者に帰属する当期利益が当社の業績を適切に反映していると判断し、これを選定しております。当事業年度を含めた当該連結売上収益等の実績は、1. (9) ①企業集団の財産及び損益の状況の推移のとおりです。

##### ②非金銭報酬等の内容

当社は、取締役及び執行役員（監査等委員である取締役を除く。）に対し取締役会の決議により株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行しております。報酬額は株主総会で決議された報酬総額の限度内で、取締役会の決議により定められた役位別のストックオプション報酬額により決定され、各取締役等に割り当てる新株予約権の数は、市場価格に基づき算定された公正価格に基づき算出しております。新株予約権の主な行使条件は、3. 会社の新株予約権等に関する事項に記載のとおりであります。

#### (5) 社外役員に関する事項

##### ①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・ 監査等委員である取締役 富山栄子氏は、学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学事業創造研究科教授及び同大学地域・国際担当副学長を兼務しております。なお、当社と同大学との間に特別な関係はありません。
- ・ 監査等委員である取締役 島宗隆一氏は、田辺工業株式会社社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社との間に特別な関係はありません。

##### ②主要取引先等特定関係事業者との関係

- ・ 該当事項はございません。

## ③当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席状況	主な活動状況
斉木悦男	取締役 (監査等委員)	取締役会 14回/14回 監査等委員会 14回/14回	弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。また、任意の指名委員会及び報酬委員会の委員長を務めました。
富山栄子	取締役 (監査等委員)	取締役会 14回/14回 監査等委員会 14回/14回	長年にわたり新興国を含めた自動車産業のグローバルマーケティング分野を専門的に研究してきた知識・経験に基づき、マーケティング分野やSDGs・ESG関連分野等に関する発言を行っております。また、任意の指名委員会の委員を務めました。
島宗隆一	取締役 (監査等委員)	取締役会 13回/14回 監査等委員会 14回/14回	国税事務経験のある税理士として培われた会計、財務及び税務の専門的見地からの発言を行っております。また、任意の報酬委員会の委員を務めました。
鈴木北吉	取締役 (監査等委員)	取締役会 14回/14回 監査等委員会 14回/14回	グローバル企業の取締役としての豊富な経営経験と、新技術開発、新商品開発、品質保証における幅広い実績・経験に基づき、発言を行っております。また、任意の指名委員会及び報酬委員会の委員を務めました。

④社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏名	社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
齊木悦男	<p>弁護士として培われた専門的な知識、経験等に基づき、経営方針をはじめとした当社の経営戦略に対して客観的・中長期的視点から持続的成長に向けた提言・助言、監督を行うことを期待しております。当事業年度は主に取締役会及び監査等委員会において、法的リスクの分析及びそれに対する対応策等に関する提言・助言を行うほか、指名委員会及び報酬委員会の委員長として、役員選任手続や役員報酬制度の客観性・透明性を向上させるための意見を述べ、その役割を果たしております。</p>
富山栄子	<p>新興国を含めた自動車産業のグローバルマーケティング分野を中心とした研究実績等に基づき、経営方針をはじめとした当社の経営戦略に対して客観的・中長期的視点から持続的成長に向けた提言・助言、監督を行うことを期待しております。当事業年度は主に取締役会及び監査等委員会において、マーケティング分野やSDGs・ESG関連分野等に関する提言・助言を行うほか、指名委員会の委員として、役員選任手続の客観性・透明性を向上させるための意見を述べ、その役割を果たしております。</p>
島宗隆一	<p>国税事務経験のある税理士として培われた専門的な知識、経験等に基づき、経営方針をはじめとした当社の経営戦略に対して客観的・中長期的視点から持続的成長に向けた提言・助言、監督を行うことを期待しております。当事業年度は主に取締役会及び監査等委員会において、税務・会計に関する分野に関する提言・助言を行うほか、報酬委員会の委員として、役員報酬制度の客観性・透明性を向上させるための意見を述べ、その役割を果たしております。</p>
鈴木北吉	<p>グローバル企業における豊富な経営経験と主に新技術開発、新商品開発、品質保証における幅広い実績等に基づき、経営方針をはじめとした当社の経営戦略に対して客観的・中長期的視点から持続的成長に向けた提言・助言、監督を行うことを期待しております。当事業年度は主に取締役会及び監査等委員会において、当社の経営戦略やガバナンスに関する提言・助言を行うほか、指名委員会及び報酬委員会の委員として、役員選任手続や役員報酬制度の客観性・透明性を向上させるための意見を述べ、その役割を果たしております。</p>

## 5. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

### (1) 被保険者の範囲

当社及び当社の子会社（一部の子会社を除く。）のすべての取締役、監査役及び役付執行役員

### (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

#### ①被保険者の実質的保険料負担割合

保険料は全額当社が負担しております。

#### ②補填対象となる保険事故の概要

被保険者が、当社及び当社の子会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為も含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。

#### ③役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合は、その内容

贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員等自身の損害等は補償対象外とすること、及び免責金額を定めることにより、役員等の職務の適正性が損なわれないように措置を講じております。

## 6. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額 77百万円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 77百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 監査等委員会は、社内関係部門及び会計監査人から必要資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等を確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
3. 当社の重要な子会社の中には、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けている海外の子会社があります。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はございません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号いずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認めた場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。



## 7. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 代表取締役社長社長執行役員から当社グループにおけるコンプライアンスを重視した企業活動を宣言するとともに、このコンプライアンス宣言を全役職員が常時携帯する冊子に掲載し周知を図る。さらに、コンプライアンス行動指針を制定し、内部通報制度の概要を含め全役職員に法令及び社会倫理遵守の精神を醸成し、法令及び社会倫理遵守が企業活動の前提であることを徹底する。

(2) コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス・オフィサーに代表取締役社長社長執行役員が指名する取締役又は役付執行役員を任命するとともに、当該委員会にて、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題・課題把握と啓発活動に努め、コンプライアンス違反に関する重要な問題点について審議し、継続的改善を推進する。

また、各業務担当取締役及び執行役員は、各業務部門固有のコンプライアンスリスクの分析と対策を行い、継続的に質向上を図る。

(3) 使用人がコンプライアンス上の問題を発見した場合に、速やかに報告できる内部通報窓口をコンプライアンス委員会に設け、内部通報を受けた当該委員会は、その内容を精査し、担当部門と再発防止策を協議・決定し、全社展開を図ることで、係るシステムが、より活発に利用されるよう推進する。

また、弁護士による外部窓口を設け、内部通報を受けた弁護士は、速やかにコンプライアンス委員会へ報告する体制とし、問題の早期発見、解決を図る。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき関連規程の作成と発行の管理を適切に行い、かつ機密管理規程により機密管理体制を明確にし、その管理体制のもと文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）にて記録し、必要により閲覧制限を設定して適切に保存及び管理する。

(2) 係る文書等は、取締役が必要により直ちに閲覧できる保存管理体制とする。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署が、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、当社グループにおけるリスク認識と対応方法の共有化を図る。

- (2) リスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメント・オフィサーに代表取締役社長社長執行役員が指名する取締役又は役付執行役員を任命するとともに、当該委員会にて組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応と当社グループへの展開を図り、継続的改善を推進する。
- (3) 新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役又は執行役員を定めるとともに、担当部署を定め迅速、適切に対応する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 組織・分掌規程や職務権限規程といった職務権限・意思決定ルールに則り、職務を遂行する。
  - (2) 代表取締役社長社長執行役員により指名された各本部を代表する者等で構成する本部長会議を設置し、当社グループ全体の視点から、本部間及び会社間にまたがる案件について横断的議論を行うとともに、業務執行に関する課題の抽出と対応方針の協議を行う。また、重要な投資及び売却・廃棄案件の審査を行う。
  - (3) 「受注戦略会議」、「品質会議」、「コスト会議」、「技術会議」、「生産性会議」の5つの会議は、各会議に紐づく経営施策（今後の成長を支える土台造りとしてのテーマ）、プロセステーマ（顕在化している課題への対応テーマ）の推進及び経営会議への実績報告を行うとともに、関連する先行投資やリスク投資の審議を行う。各部門は、この結果を本部長会議に報告する。
  - (4) 取締役会が指名する取締役及び上席執行役員以上の執行役員で構成する経営会議を設置し、取締役会で意思決定を行う事項の事前検討を行うとともに、取締役会から委任された権限の範囲内で当社の業務執行について意思決定を行う。
  - (5) 取締役会は中期経営計画に基づき単年度事業計画・予算設定及び月次・四半期業績管理を行う。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 当社各本部・委員会は、グループマネジメント会議等を通じて情報の共有化を図るとともに、企業集団としての内部統制体制の実効性が高まるよう関係部門と連携する。
  - (2) 当社内部監査部門は、当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長社長執行役員及び監査等委員会に報告する。代表取締役社長社長執行役員の指示により、経営会議若しくは取締役会、又はその双方に報告し、内部統制の改善を行う。
  - (3) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
当社は、当社が定める取締役会規程、経営会議規程並びに関係会社管理規程及び要領に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、定期的又は随時に関係資料の提出等を求める。  
当社は、定期的又は随時にグループマネジメント会議を開催し、その他、必要に応じて子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況の報告を受ける。

(4) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社に規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについて、これを子会社に周知することにより、リスク認識と対応方法の共有を図る。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、関係会社管理規程及び要領に基づき、子会社の経営の独立性を尊重する一方、一定の事項については重要度に応じ、当社（取締役会、経営会議若しくは当社代表取締役）の承認又は当社への報告を求める。

当社において、定期的又は随時にグループマネジメント会議を開催し、その中で子会社と問題を共有することによって、子会社の経営課題の解決に努める。

(6) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ共通のコンプライアンス行動指針及び企業倫理に基づき、子会社の取締役等及び使用人が法令及び定款に適合し、社会的な要請にこたえる事業活動に努める体制を構築する。

当社は、子会社に法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために内部通報制度の設置を求めるとともに、当社の内部通報窓口及び弁護士による外部窓口も併せて利用できる体制を構築する。

当社は、子会社の業務全般について内部監査部門が監査できる体制を構築し、その指摘事項を子会社に遵守させる。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに、その使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査等委員会の職務を補助し、監査等委員会の運営に関する事務（以下、「補助業務」という。）を行うため、内部統制部門に監査等委員会事務局を設置し、当該補助業務を行う専属の使用人を配置する。

(2) 当該補助業務を行う使用人は、補助業務については監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、当該使用人の人事異動、評価等の人事に関する事項については事前に監査等委員会の承諾を得て行う。

7. 当社及び子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(1) 当社及び子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社及び子会社に重大な法令、定款違反や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実

その他会社運営上の重要事項があるときは、これを直ちに当社監査等委員会に報告する。

(2) 当社及び子会社の内部監査部門は監査の結果を適時に当社監査等委員会に報告する。

(3) 当社及び子会社の内部通報担当者は内部通報を受け付けた場合、速やかに当社監査等委員会に報告する。

(4) 当社内部監査部門、法務部門、人事部門、企画部門等は定期的又は随時に、監査等委員会に対する報告会を実施し、当社及び子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理の現状を報告する。

(5) 当社及び子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは速やかに適切な報告を行う。

8. 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会への報告を行った当社及び子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として解雇したり人事異動や評価等について不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に周知徹底する。

9. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務を執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）する上で必要な費用は請求により会社は速やかに支払うものとする。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役は、監査等委員会と定期的に重要課題の意見・情報の交換を行う。

(2) 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査部門と定期的又は随時に監査情報の共有化と相互活用のための意見・情報の交換を行う。

(3) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は監査等委員会又はその補助使用人から業務執行に関する事項について報告及び関係資料の提出・説明を求められたときは迅速、適切に対応する。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長社長執行役員の下、適切な内部統制を整備し、運用する体制を構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保する。

## 12. 反社会的勢力排除に向けた体制整備

### (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力排除に向け、コンプライアンス宣言に『市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその団体に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持ちません。』と定め、全社的に取り組む。

### (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社のコンプライアンス宣言に反社会的勢力に対する基本方針を示すとともに、反社会的勢力排除に向け次のように体制を整備する。

#### ① 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

法務部門を対応統括部署として、事案により関係部門と協議し対応する。各事業所、営業所等に不当要求防止責任者を設置し、反社会的勢力からの不当要求に屈しない体制を構築する。

#### ② 外部の専門機関との連携状況

所轄警察署、警察本部組織犯罪対策課や暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部専門機関とともに連携して、反社会的勢力を排除する体制を整備する。また、新潟県企業対象暴力対策協議会に所属して、その指導を受けるとともに情報の共有化を図る。

#### ③ 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

法務部門が反社会的勢力に関する情報を収集して一元管理し、反社会的勢力であるかどうかを確認する。

#### ④ 反社会的勢力排除に関する規程の整備状況

当社は、反社会的勢力遮断規程を定め、反社会的勢力との関係を一切遮断し、当社が社会から更に信頼される企業となる体制を構築する。

#### ⑤ 研修活動の実施状況

法務部門は、当社及びグループ各社に反社会的勢力排除に向けた啓発活動を行う。

## 13. 内部統制の実効性の評価に関する体制

当社は、事業運営において各部門・委員会から代表取締役社長社長執行役員、経営会議及び取締役会向けの各種報告並びにその評価、改善をもって、実効ある内部統制を推進している。

この体制を強化するべく、内部統制推進会議を設置している。各部門・委員会は内部統制システムの運用状況に関して、定期的に内部統制推進会議へ報告を行う。

内部統制推進会議は、内部統制の運用状況の評価を行い、その結果を代表取締役社長社長執行役員及び取締役会へ報告する。

内部統制推進会議は、代表取締役社長社長執行役員及び取締役会からの指摘並びに自らの評価結果に基づいて、内部統制システムの改善を行い、定期的に見直しを行う。



## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### 1. コンプライアンス体制

当社における当事業年度のコンプライアンスへの取り組みは、国内外の法改正動向の重要情報等を整理し、委員会で情報共有して社内展開を図るとともに、社内掲示板を利用した従業員向けの啓発活動等を通じて実施しております。

また、これらの活動を通じて、その機会と成果をグループ各社と共有し、当社グループのコンプライアンスの維持向上に努めております。

### 2. リスク管理体制

当社における当事業年度のリスク管理への取り組みとして、事業継続の観点から、災害や事故等を未然に回避し、被害を最小限に止めるため、南海トラフを震源とする地震や首都直下型地震及び熊本水害を発端とした日本三大急流におけるサプライヤーへの被害の想定及び対策の検討を行うとともに、サプライヤーの災害に対する耐力把握等を行っております。防災対策確立のため、災害を想定した定期的な各種設備の点検や避難訓練、安否確認システムの運用等を実施しております。さらに、機密漏洩リスクに関しては、機密管理強化月間を通じた従業員向けの啓発活動及び監査を実施するなど、機密情報を漏洩させない仕組みの構築にも取り組んでおります。

また、特に当事業年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、テレワーク活用、クラスター発生未然防止のためのパーテーション設置及び会議室人数制限等の感染防止策の徹底により、従業員の安全の確保及び事業継続のための体制構築に取り組みました。

これらの活動を通じて、その機会と成果をグループ各社と共有し、当社グループのリスク低減活動に取り組んでおります。

### 3. 取締役の職務執行の適正及び効率化の確保に対する取り組みの状況

当社の取締役会は、取締役12名（うち社外取締役4名）で構成されており、原則として月に1回定期的に開催されております。当事業年度は、14回開催いたしました。

また、当社は取締役会が指名する取締役及び首席執行役員以上の執行役員で構成する経営会議を設置しており、経営会議に対しては、一定の権限を委譲した上で迅速な業務執行を図っております。当事業年度は、27回開催いたしました。

そのほか、本部長会議等の主要会議を活用し、効率化を図っております。

### 4. 監査等委員会の職務執行及び監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員会は、常勤監査等委員2名、社外取締役である監査等委員4名で構成されており、監査等委員会を原則として月に1回定期的に開催しております。当事業年度は、監査等委員会を14回開催いたしました。監査等委員は、取締役会及び重要な会議に出席し取締役及び使用人の職務執行状況を監査しております。

また、監査室及び会計監査人と定期的に三様監査会議を開催し、グループ各社を含めた監査計画・結果や内部統制等における課題認識の共有を図り、各監査機関の実効性向上に努めております。

5. 内部統制推進体制

内部統制推進会議を年2回開催し、コンプライアンス体制、リスク管理体制等の各委員会における計画・実績・課題と対応の報告を受け、評価・改善を行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当については、株主の皆様に対する安定配当の継続を基本に、配当額の決定を経営の最重要政策と認識し、安定的な経営基盤を維持し、新たな成長につながる戦略的な研究開発への先行投資、及びグローバル事業展開に向けた国内外の生産販売体制の整備・強化のために必要な内部留保を確保しつつ、各事業年度の業績と配当性向を総合的に勘案し利益還元を図っております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結財政状態計算書

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>221,870</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>106,618</b>
現金及び現金同等物	24,796	営業債務及びその他の債務	40,432
営業債権及びその他の債権	40,502	借 入 金	56,047
その他の金融資産	78,001	その他の金融負債	1,897
棚 卸 資 産	69,577	未 払 法 人 所 得 税 等	1,315
その他の流動資産	8,991	短 期 従 業 員 給 付	4,817
<b>非 流 動 資 産</b>	<b>107,683</b>	引 当 金	778
有形固定資産	67,125	その他の流動負債	1,329
のれん及び無形資産	8,097	<b>非 流 動 負 債</b>	<b>28,061</b>
営業債権及びその他の債権	455	借 入 金	13,084
その他の金融資産	27,931	その他の金融負債	3,064
繰延税金資産	3,193	長 期 従 業 員 給 付	4,091
その他の非流動資産	879	引 当 金	184
		繰 延 税 金 負 債	7,331
		その他の非流動負債	304
		<b>負 債 合 計</b>	<b>134,679</b>
		<b>資 本 の 部</b>	
		親会社の所有者に帰属する持分	186,257
		資 本 金	14,494
		資 本 剰 余 金	4,438
		利 益 剰 余 金	149,946
		自 己 株 式	△1,014
		その他の資本の構成要素	18,392
		非 支 配 持 分	8,616
		<b>資 本 合 計</b>	<b>194,874</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>329,553</b>	<b>負 債 及 び 資 本 合 計</b>	<b>329,553</b>



# 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上収益	223,621
売上原価	△187,514
<b>売上総利益</b>	<b>36,107</b>
販売費及び一般管理費	△38,362
その他の収益	1,329
その他の費用	△3,350
<b>営業損失</b>	<b>△4,276</b>
金融収益	3,053
金融費用	△176
<b>税引前当期損失</b>	<b>△1,399</b>
法人所得税費用	△3,143
<b>当期損失</b>	<b>△4,543</b>
当期損失の帰属 親会社の所有者 非支配持分	△5,180 637

## 連結持分変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
					その他の 包括利益を 通じて 公正価値で 測定される 金融資産の 利得及び損失	確定給付負債 (資産)の純額 の再測定
当期首残高	14,494	4,455	157,449	△1,045	7,542	—
当期包括利益						
当期損失	—	—	△5,180	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	—	△8	124
当期包括利益合計	—	—	△5,180	—	△8	124
所有者との取引等						
配当	—	—	△2,412	—	—	—
株式に基づく報酬取引	—	14	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	△0	—	—
自己株式の処分	—	△30	—	31	—	—
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替	—	—	124	—	△0	△124
その他の増減	—	—	△34	—	—	—
所有者との取引等合計	—	△16	△2,322	31	△0	△124
当期末残高	14,494	4,438	149,946	△1,014	7,533	—

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分			非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素		親会社の所有者に帰属する持分合計		
	在外営業活動体の換算差額	合計			
当期首残高	△3,672	3,869	179,222	7,307	186,530
当期包括利益					
当期損失	—	—	△5,180	637	△4,543
その他の包括利益	14,531	14,647	14,647	964	15,612
当期包括利益合計	14,531	14,647	9,467	1,601	11,069
所有者との取引等					
配当	—	—	△2,412	△283	△2,695
株式に基づく報酬取引	—	—	14	—	14
自己株式の取得	—	—	△0	—	△0
自己株式の処分	—	—	0	—	0
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	△124	—	—	—
その他の増減	—	—	△34	△8	△43
所有者との取引等合計	—	△124	△2,433	△291	△2,725
当期末残高	10,858	18,392	186,257	8,616	194,874

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目	資 産		科 目	負 債	
流動	資産	85,853	流動	負債	110,270
現金及び預	金形	2,962	支払手形	形	557
現受取手	権	122	買掛金	金	17,663
電子記録債	権	2,048	短期借入	金	74,730
売掛	品	40,528	1年内返済予定の長期借入	金	5,990
製原材	品	6,598	リース債	務	12
仕掛	品	9,671	未払金	金	3,969
貯蔵	品	3,656	未払法人税	等	72
前払費用	品	247	未払費用	用	5,642
短期貸付	金	32	賞与引当金		863
未収	金	15,999	製品補償損失引当金		538
そ	他	7,424	預り	金	72
貸倒引当	金	49	設備関係支払手形	他	156
		△3,488	その他		0
固定資産		119,564	固定負債		14,805
有形固定資産		17,281	長期借入金	務	13,045
建物	物	4,064	リース債	務	13
構築物	物	180	退職給付引当金	務	1,349
機械及び装置	具	2,443	資産除却負債	務	81
車両運搬具	具	33	繰上金	債	250
工具、器具及び備品	品	3,088	その他	他	66
土地	地	6,821			
リース資産	産	21	負 債 合 計		125,076
建設仮勘定	定	627	純 資 産 の 部		
無形固定資産	産	5,482	株主資本		75,142
特許権	権	298	資本剰余金		14,494
ソフトウェア	ア	5,178	資本準備金		6,214
その他	他	5	利益剰余金		55,447
投資その他の資産	産	96,799	利益準備金		960
投資有価証券	券	20,542	その他利益剰余金		54,487
関係会社株	式	75,840	別途積立	金	58,680
長期前払費用	用	494	繰上利益剰余金		△4,192
長期前払費用	用	2	自己株式	式	△1,014
貸倒引当	金	94	評価・換算差額等		5,117
		△174	その他有価証券評価差額金		5,117
			新株予約権		81
資 産 合 計		205,417	純 資 産 合 計		80,341
			負 債 純 資 産 合 計		205,417

# 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	111,248
売上原価	101,576
売上総利益	9,671
販売費及び一般管理費	14,721
<b>営業損失</b>	<b>△5,049</b>
営業外収益	
為替差益	1,090
受取利息及び配当金	3,960
その他の	423
営業外費用	
支払利息	207
貸倒引当金繰入額	2,185
その他の	15
<b>経常損失</b>	<b>△1,983</b>
特別利益	
製品補償損失引当金戻入額	654
固定資産売却益	5
特別損失	
固定資産処分損失	75
減損損失	160
関係会社株式評価損	1,238
<b>税引前当期純損失</b>	<b>△2,797</b>
法人税、住民税及び事業税	887
法人税等調整額	651
<b>当期純損失</b>	<b>△4,335</b>

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金		その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	14,494	6,214	△1,336	960	66,680	△4,103
当期変動額						
剰余金の配当						△2,412
別途積立金の取崩					△8,000	8,000
当期純損失						△4,335
自己株式の取得						
自己株式の処分			△4			
自己株式処分差損の振替			1,340			△1,340
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	1,336	—	△8,000	△88
当期末残高	14,494	6,214	—	960	58,680	△4,192

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△1,045	81,863	5,129	5,129	94	87,088
当期変動額						
剰余金の配当		△2,412				△2,412
別途積立金の取崩		—				—
当期純損失		△4,335				△4,335
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	31	27				27
自己株式処分差損の 振替						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△12	△12	△12	△25
当期変動額合計	31	△6,721	△12	△12	△12	△6,746
当期末残高	△1,014	75,142	5,117	5,117	81	80,341

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

日本精機株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

新 潟 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 神山宗武  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野田裕一  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本精機株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、日本精機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。



監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

日本精機株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

新潟事務所

指定有限責任社員 公認会計士 神山宗武

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野田裕一

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本精機株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

## 日本精機株式会社 監査等委員会

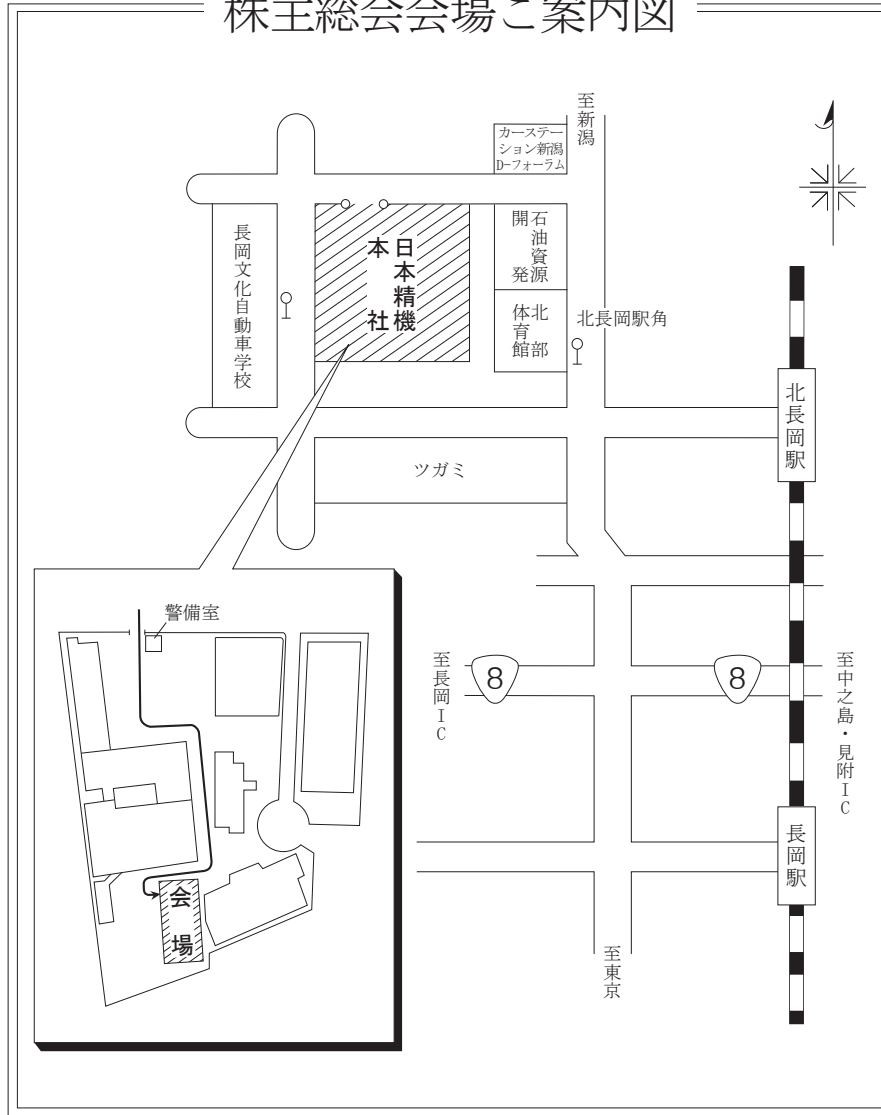
常勤監査等委員	大	滝	春	彦	Ⓞ
常勤監査等委員	永	井	達	哉	Ⓞ
監査等委員	斉	木	悦	男	Ⓞ
監査等委員	富	山	栄	子	Ⓞ
監査等委員	島	宗	隆	一	Ⓞ
監査等委員	鈴	木	北	吉	Ⓞ

(注) 監査等委員 斉木悦男、富山栄子、島宗隆一及び鈴木北吉は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上



# 株主総会会場ご案内図



JR長岡駅より車で10分、JR北長岡駅より徒歩で10分

最寄りのバス停 長岡文化自動車学校前（宝町行）

北長岡駅角（精神医療センター行、寺泊行等）

